

令和3年度 中河内地域水防災連絡協議会の書面開催にあたりまして

今年度の協議会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点により、協議会構成員が一堂に会しての会議開催が困難であることから、以下のとおりの議事を書面にて開催いたします。

【協議事項】

○5年間で実施する具体的な取り組みの進捗状況について（資料1参照）

平成29年度から令和3年度までの概ね5年間で協議会各構成員が実施する具体的な取り組みについて、進捗状況を取りまとめましたので、内容について確認をお願いします。

今回、新たに取り組みを追加したり、取りやめたりする内容はありませので、各機関に確認した進捗状況を反映し取りまとめをおこなっています。

この取り組みの進捗状況は、協議会委員皆様からご意見の有無を伺います。

○次期協議会に向けた今年度のスケジュールについて（資料2参照）

令和3年度末をもって、現在各機関で進めている5年間で実施する取り組みが終了を迎えるため、今年度の上半期には、これまでの取り組み状況から課題等を整理し、下半期に具体的なR4以降の取り組み内容を抽出する検討スケジュールを提案しますので内容のご確認願います。

このスケジュールについても、協議会委員皆様からご意見の有無を伺います。

【情報提供】

○河川管理施設の整備等（令和3年度）について（資料3参照）

大阪府八尾土木事務所および大阪府寝屋川水系改修工営所で予定している今年度の整備箇所、また寝屋川南部地下河川と下水道増補幹線の整備状況を取りまとめましたので確認をお願いします。

○令和3年度 大阪府水防計画の改正について（資料4参照）

令和3年度版大阪府水防計画 改正の概要に関する資料です。確認をお願いします。

○要配慮者利用施設の避難確保計画策定状況について（資料5参照）

水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、施設管理者による避難確保計画の作成が義務化され、現在、府内での作成率は令和2年10月時点で約67%となっています。

今年度末、避難確保計画の100%作成に向けて、概要や対象施設、提出様式、提出期限、訓練実施報告など専用のホームページに掲載し、計画が作成されていない施設の管理者には、計画作成の指示や通知をし、指示に従わない場合は、その施設を公表するなどの対応を検討して頂くようお願いします。

対象となる施設の地域防災計画作成への位置づけは漏れないようお願いするとともに、また、施設管理者が避難訓練を実施する場合には支援をお願いします。

○おおさかタイムライン防災プロジェクト（資料6参照）

大阪府では、台風に起因する洪水や土砂災害、高潮など事前予測が実施できる進行型の災害を対象に、タイムライン防災を府域全域に展開する『おおさかタイムライン防災プロジェクト』を進めています。

今年度は、住民の避難行動に繋がるコミュニティ・タイムラインの進展を図るため、モデル的に取り組む地区を選定し進めていきます。

○流域治水プロジェクトについて（資料7参照）

これまでの集水域と河川区域のみではなく氾濫域も含めた一つの流域で、あらゆる関係者が協働し流域全体で地域の特性に応じたハードとソフトが一体となった治水対策をおこなう「流域治水」の取り組みについて紹介します。

また、活用できる事業（緊急自然災害防止対策事業債・緊急浚渫推進事業・公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業））について併せて紹介します。

○防災気象情報の伝え方の改善策と取組（大阪管区气象台）（資料8参照）

気象庁において令和2年度に実施した防災気象情報の改善の取り組みと令和3年度から実施する取組に関する資料です。

なお、「防災気象情報の伝え方に関する検討会」の内容については気象庁ホームページで公開しています。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/shingikai/kentoukai/tsutaekata/tsutaekata_kentoukai.html

以上、ご一読いただきご不明な点や詳細の内容を知りたい等がございましたら、事務局にお問い合わせください。

令和3年度 第1回中河内地域水防災連絡協議会
(書面開催) 送付資料一覧

1. 協議事項
概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況 【資料1】

2. 協議事項
次期協議会に向けた今年度のスケジュールについて 【資料2】
【資料3】

3. 情報提供
河川管理施設の整備等に関する事項について 【資料3】
令和3年度版大阪府水防計画 改正の概要 【資料4】
要配慮者利用施設の避難確保 作成促進 【資料5】
おおさかタイムライン防災プロジェクト 【資料6】
流域治水対策プロジェクトについて 【資料7】
防災気象情報の伝え方の改善策と取り組み(大阪管区气象台) 【資料8】